



2017年10月31日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

東芝病院事業の譲渡に関する基本合意書締結について

当社は、本日開催の経営会議において、カマチグループ（蒲池真澄 CEO）に所属する医療法人社団緑野会（以下、緑野会）との間で、当社が運営している東芝病院（以下、東芝病院）にかかる事業の全部（以下、本件事業）の緑野会への譲渡につき、基本合意書を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件事業の譲渡につきましては関係自治体等とも協議を行ってまいります。当該譲渡後においても基本的に現状の診療科及び診療体制は維持されることが想定されており、現在診療を受けている患者の方々への影響はございません。

記

1. 基本合意の理由

東芝病院は、1945年の開設以来、質の高い医療を実践、提供するとともに高度な医療人材を育成し、地域に密着した病院として、「医療を通じて社会に貢献する」という当社の理念を実践して参りました。

今般、高度急性期から在宅復帰までの医療全般に幅広い知見、実績とリソースを有する緑野会に本件事業を譲渡することで、東芝病院が地域のニーズに沿った医療を充実させ、その役割を継続的に果し、地域医療への一層の貢献を図ることができるとの結論に至ったことから、本件事業の緑野会への譲渡につき、今回の基本合意に至りました。

なお、本件事業の譲渡に関する詳細につきましては、事業譲渡契約を締結次第、速やかに開示いたします。

2. 基本合意の概要

(1) 当社及び緑野会は、本件事業の緑野会への譲渡につき、2017年11月中旬を目途に事業譲渡契約を締結することを目指します。

(2) 本件事業の最近3年間の経営成績及び財政状態（百万円）

決算期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
総資産	5,123	5,123	4,761
医業収益	7,209	7,622	7,461
医業損益	△783	△490	△279

(注1) 上記数値は、当社の貸借対照表及び損益計算書から、本件事業に関連する財務情報を合理的に抜粋して作成したものです。

(3) 譲渡資産、負債の項目及び金額

原則として本件事業に係る全ての資産及び負債の譲渡を予定していますが、事業譲渡契約を締結次第、適時開示いたします。

(4) 譲渡価額及び決済方法

事業譲渡契約を締結次第、適時開示いたします。

3. 東芝病院及び緑野会の概要

(1) 東芝病院の概要

名称	東芝病院
所在地	東京都品川区東大井6丁目3番22号
院長	新井雅裕
診療科目	消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、代謝内分泌内科、血液内科、腎臓内科、神経内科、外科、産婦人科、小児科、泌尿器科、整形外科、スポーツ整形外科、リハビリテーション科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、神経精神科、緩和ケア科、放射線科、麻酔科、病理科、歯科口腔外科、脳神経外科
病床数	308床（内、個室67床）
設立年月日	1945年1月15日

(注2) 東芝病院は、独立した法人ではなく当社の一部門の取り扱いとなります。

(2) 医療法人社団緑野会の概要

名称	医療法人社団緑野会	
所在地	神奈川県大和市中央林間二丁目6番17号	
代表者の役職・氏名	理事長 桑木晋	
事業内容	医療事業	
設立年月日	昭和31年4月2日	
純資産	507百万円（2017年3月31日現在）	
総資産	1,659百万円（同上）	
当社と緑野会との関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	当社の関連当事者に該当事項しません

(注3) 緑野会が所属するカマチグループの概要は以下のとおりです。

概要	関東、九州地区を中心に、高度急性期から回復期、在宅復帰までの医療事業を幅広く展開し、また看護師、助産師、理学療法士及び作業療法士の専門学校を有する医療グループ
主な所属法人	医療法人社団緑野会、社会医療法人財団池友会、一般社団法人巨樹の会、社会医療法人財団石心会、学校法人福岡保健学院
運営病院数・病床数等	26病院（4,976床）、12診療所、7学校ほか

4. 日程

(1) 経営会議決議日、基本合意書締結日	2017年10月31日
(2) 事業譲渡契約締結日	2017年11月中旬（予定）
(3) 事業譲渡完了日	2018年3月30日（予定）（注4）

(注4) 本件事業の譲渡は、緑野会による医療法に基づく継承後の病院の開設及び使用許可取得が条件となります。今後緑野会と連携し、関係自治体に対する申請手続を実施してまいります。

5. 会計処理の概要

当該事業譲渡に関する会計処理につきましては、現時点では確定しておりませんが、監査法人等と協議の上適切な会計処理を行い、事業譲渡契約を締結次第、適時開示いたします。

6. 今後の見通し

損益に与える影響については確定次第速やかに開示いたします。

以上